平成２２年（フ）第１７８００号
埼玉県春日部市大畑916―10
破産者　星　　一幸
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８１３号
東京都中央区銀座２丁目14―14―606
破産者　香野裕美こと　宋　　賢淑
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８６８号
東京都豊島区南大塚３丁目50番３号
破産者　藤設計株式会社
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８６９号
東京都文京区大塚５丁目２－３
破産者　佐藤徳一郎
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９０３号
埼玉県川越市大字古谷本郷1401番地２
破産者　有限会社森井鉄筋工業
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９０４号
埼玉県川越市大字古谷本郷1401―２
破産者　森井　　渉
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９０５号
東京都千代田区神田佐久間河岸70番地
破産者　株式会社インター・サーブ
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９０６号
東京都港区南麻布４丁目２―29―305
破産者　吉田かがり
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９１２号
東京都江東区大島３丁目31番３号
破産者　友和建設株式会社
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９３３号
東京都新宿区四谷２丁目５番
破産者　有限会社トライ・ヴィジョン
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９３４号
埼玉県春日部市西八木崎１丁目２－３
破産者　野呂美智也
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９７０号
神奈川県相模原市緑区相原５丁目２－５
破産者　永田　　茂
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０１０号
神奈川県横浜市青葉区荏子田１丁目７番地４
破産者　有限会社ロビン
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０１１号
茨城県神栖市神栖１―11―13、住民票上の住所神奈川県川崎市麻生区五力田３丁目24―11―201
破産者　関　　健司
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０１２号
茨城県神栖市神栖１―11―13、住民票上の住所神奈川県川崎市麻生区五力田３丁目24―11―201
破産者　関　おり江
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０４１号
東京都港区赤坂２―22―18　福吉町アネックス302
破産者　株式会社シーディーピージヤパン
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０４２号
埼玉県入間市扇町屋２丁目７－６―104
破産者　丸山　益弘
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０７９号
東京都目黒区八雲１丁目５番６号
破産者　有限会社サンコレクション
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０８３号
新潟県新潟市東区下山３丁目1406―５
破産者　馬場　　修
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０９５号
東京都世田谷区砧４丁目14番４号　砧倶楽部アネックス203、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座８丁目12番10号
破産者　有限会社ライズデザインオフィス
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０９６号
東京都世田谷区砧４丁目14番４号　砧倶楽部アネックス203、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座８丁目12番10号
破産者　有限会社ライズコミュニケーション
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０９７号
東京都世田谷区砧４丁目14番４号　砧倶楽部アネックス203、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区鷹番２丁目15番18号　ホワイトガーデン202
破産者　株式会社びーぼ
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部